

問合せ先:

税務: Ahmed Vega – [ahmedvega@Kpmg.Com](mailto:ahmedvega@Kpmg.Com)

法務: Roberto Casanova-Regis – [rcasanovaregis@kpmg.com](mailto:rcasanovaregis@kpmg.com) / Edgar Vera – [egvera@kpmg.com](mailto:egvera@kpmg.com)

2020年4月1日現在

## 一般情報

世界保健機関（WHO）が新型コロナウイルス感染症（COVIC-19）の流行をパンデミックと宣言したことを受けて、ペルー政府は新型コロナウイルスの感染拡大を「衛生的緊急事態」とし、（2020年3月11日公布）大統領令008-2020-SA号に基づき取り組んでいる。その後この大統領令に加えて、（2020年3月15日発令）大統領令044-2020-PCM号により、ペルーでは2020年3月16日より国家緊急事態宣言が発動されている。このような状況のなかで、ペルー政府は以下の緊急税制措置を発表した。

## 税制措置—直接税及び間接税

（例：支払猶予、税率引下げ…）

### 所得税（IT）及び付加価値税（VAT）申告／納税期限の延長

- ペルー税務監督庁（Superintendencia Nacional de Aduanas y de Administración Tributaria、以下「SUNAT」という）は2019年度の年間所得税申告及び納税の期限を延長し、新しい期限を2020年6月24日から2020年7月9日までとした。この期限は2019年中の純所得が5,000UIT（課税単位）（21百万ソル＝約6百万米ドル）以下の納税者に適用される。
- 同様に、SUNATは**2020年2月、2020年3月、2020年4月**の月次の所得税及びVATの申告及び納税についても、下記の通り期限を延長した。

Period	Taxpayers A	Taxpayers B
February 2020	Yes / New deadlines are between 4 June, 2020 and 11 June, 2020.	No
March 2020	Yes / New deadlines are between 3 June, 2020 and 11 June, 2020	
April 2020	Yes / New deadlines are between 12 June, 2020 and 22 June, 2020	

- 納税者A：2019年度の純所得が2,300UIT（9.7百万ソル＝約2.8百万米ドル）以下の納税者
- 納税者B：2019年度の純所得が5,000UIT（21百万ソル＝約6百万米ドル）以下の納税者

### その他の公的義務

- 期限が延長された公的義務は以下のとおり。
  - 売上及び収入の電子登録リスト及び購入の電子登録**  
新しい期限は以下のとおり。

Period	Taxpayers A	Taxpayers B
January 2020	No	Yes Schedule Type B: The new deadlines are between 11 June, 2020 and 19 June, 2020
February 2020	Yes Schedule Type A: The new deadlines are between 4 June, 2020 and 10 June, 2020 Schedule Type B: The new deadlines are between 11 June, 2020 and 19 June, 2020	Yes Schedule Type B: The new deadlines are between 11 June, 2020 and 19 June, 2020
March 2020	Yes Schedule Type A: The new deadlines are between 2 June, 2020 and 10 June, 2020	Yes
April 2020	Yes Schedule Type A: The new deadlines are between 11 June, 2020 and 19 June, 2020	Yes

- 棚卸及び残高帳簿、原価台帳、資産台帳、並びに税務に関連するその他の電子的な会計帳簿及び登録台帳**  
新しい期限は以下のとおり。

Taxpayers A	Taxpayers B (*)
Until 4 June, 2020, for taxpayers whose deadlines began from 16 March, 2020 to 31 May, 2020	Until 4 June, 2020, for taxpayers whose deadlines began from 31 March, 2020 to 31 May, 2020

(\*) Provided that generated a net income higher than 2,300 Tax Units during the fiscal year 2019.

- 第三者との共同経営による年次確定申告（Declaración Jurada Anual de Operaciones con Terceros, DAOT）**  
新しい期限は以下のとおり。

Taxpayers A	Taxpayers B (*)
Until 29 May, 2020, for taxpayers whose deadlines began from 16 March, 2020 to 30 April, 2020	Until 29 May, 2020, for taxpayers whose deadlines began from 31 March, 2020 to 30 April, 2020

(\*) Provided that generated a net income higher than 2,300 Tax Units during the fiscal year 2019.

### 暫定純資産税（Impuesto Temporal a los Activos Netos, ITAN）

#### 申告／納税期限の延長

- SUNATは2020年度の暫定純資産税の申告及び納税の期限を延長し、新しい期限を2020年6月3日から2020年6月11日までとした。この期限は2019年中の純所得が5,000UIT（21百万ソル＝約6百万米ドル）以下の納税者に適用される。
- 2020年度の純資産に対する暫定税額について分割納税を選択した納税者は、2020年3月及び2020年4月の納税分が下記の日付まで猶予される。

Period	New deadline
March 2020	As of 03 June, 2020 until 11 June, 2020
April 2020	As of 12 June, 2020 until 22 June, 2020

# ペルー (2/5)

2020年4月1日現在

## 税制措置—直接税及び間接税 (続き)

(例: 支払猶予、税率引下げ…)

### 電子請求システム

- 電子請求システムを使用しない下記の承認文書の発行に関しては、2020年5月31日まで期限を延長。
  - ペルーを拠点としているか否かを問わず、銀行及び金融機関または信用機関により発行されたクレジットカードまたはデビットカードにより支払われ、その支払いを受けた会社が発行された文書
  - 非正規企業、ジョイントベンチャー、または業務提携契約に基づくその他の事業形態の経営者により発行された文書。ただし、そのような企業等は独立会計を行っておらず、経営者およびその他の当事者が一体経営において共に行う活動の実施によって得られる商品の移転に関連して、炭化水素の探査及び開発に従事していることとする。
  - 非正規企業、ジョイントベンチャー、または業務提携契約に基づくその他の事業形態の経営者以外の他当事者により発行された文書。ただし、そのような企業等は独立会計を行っておらず、経営者およびその他の当事者が一体経営において共に行っている活動の実施によって得られる商品の移転に関連して、炭化水素の探査及び開発に従事していることとする。
  - 自社が発行したクレジットカードを使用により支払われ、その支払を受けた会社が発行した文書。
- 電子請求システム報告書及び通知送信に関する期限を、下記に従い延長する (直接送付または電子サービス事業者 (Operador de Servicios Electrónicos、OSE) を介した送信)。

Taxpayers A	Taxpayers B
Until 15 May, 2020, for taxpayers whose deadlines began from 16 March, 2020 to 30 April, 2020	Until 29 May, 2020, for taxpayers whose deadlines began from 31 March, 2020 to 30 April, 2020

### 税務及び関税に関する罰金の裁量的適用

- SUNATは、本緊急事態期間に対して税務関連の罰金を科さない裁量的権限を適用する (2020年3月16日時点で発生したまたは確認された税務関連の罰金を含む)。

## 雇用関連の対策

(例: 国の補償制度、研修…)

### 申告/納税期限の延長

- 雇用主は毎月、電子賃金台帳 (Planilla Electrónica) の電子フォーム0601により、(i) 従属及び独立従業員の源泉所得税をその他の源泉給与税 (例) 年金基金拠出) に充てること、(ii) 保健拠出 (例)、国民保健拠出 (Essalud or Private Health System、EPS)) に月々の支払いを直接行うこと、及び(iii) 当該従業員に関する情報を入力することができる。
- 上記の場合、2019年中の純所得が2,300UIT (9.7百万ソル=約2.8百万米ドル) 以下の納税者は、2020年2月分納税義務の履行を2020年4月17日から2020年4月24日まで延期することができる。

### 労務関連及び従業員への支援

- この衛生学的緊急事態の期間中、事業活動を継続するために、民間セクターの従業員に対するテレワーク規則を追加する。当該規則は、COVID-19に感染しているまたは病氣療養中の従業員には適用されない。
- 例外として、従業員は勤続期間補償年金 (Compensación por Tiempo de Servicios、CTS) 口座から最大2,400ソル (約686米ドル) を引き出すことができる。これは、失業した従業員を保護するための基金であり、雇用主は労働規則に従い、自社の従業員のためにCTS口座を開設し半年ごとに預託しなければならない。従業員は失業するか特定規則により認められない限り、当該補償年金を引き出すことはできない。
- 2020年4月に支払われる給与に対する個人年金基金への拠出 (給与の10%) は延期される。また年金基金管理者は従業員の基金から支払われる (資金循環に該当する) 4月分の手数料を差引かないこととする。しかし、障害・遺族団体保険 (Seguro de Invalidez y Supervivencia Colectivo del Sistema Privado de Pensiones) には従業員から差引かれる。
- 雇用主は、給与が1,500ソル (約429米ドル) 以下の従業員のグロス給与のうち35%相当の補助金を、政府から受け取る。
- ペルー政府は前項で述べた補助金を、口座への振り込みにより支払う。このため、雇用主はSUNATのオンラインオペレーションにより、7営業日期間中にSUNATに銀行間振替用の口座コード (Código de Cuenta Interbancaria – CCI) を事前に通知しなければならない。

### 年金基金の例外的な引出し

- 例外として、6カ月連続で必須掛金が支払われていないとしても、個人年金制度 (PPS) の加入者はPEN2,000まで当該基金を引き出すことができる。
- 年金基金管理者 (AFP) は加入者からの要求に応じて、2020年4月にかかる基金を支払う。

# ペルー (3/5)

2020年4月1日現在

## 景気刺激策

(例：貸付、借入返済猶予)

### 個人納税者に係る税金債務の分割払い、支払い猶予、借換え

- 2020年3月31日及び2020年4月30日を期限とする分割支払分は、2020年5月29日まで期限が延長される。
- この対策により、(i)分割支払もしくは支払の延期、(ii)分割かつ支払延期、または(iii)2020年3月15日以前に分割払いもしくは支払延期が認められた税金債務にも認められる。ただし、当該制度に損害が発生していないことを条件とする。

### 源泉徴収用銀行口座 (Cuentas bancarias de Detracciones) に預託された資金の引出し

- 引出し可能な累積残高は2020年3月15日分までとする。
- 引出しはSUNATのオンラインオペレーションから申請し、受付期間は2020年3月23日から2020年4月7日までのみとする。

### 2020年4月までの期間に相当する源泉徴収用銀行口座の預託資金の引出しに関する期限延長

- 2020年4月1日から2020年4月7日までの間に提出されるはずであった源泉徴収用銀行口座の預託資金の引出し申請は、2020年4月8日から2020年4月16日の期間に適宜提出することができる。
- 引出し申請は、SUNATのオンラインオペレーションから行う。

### 輸出業者のプラス残高の払戻し

- 2019年中の純所得が5,000UIT (21百万ソル=約6百万米ドル) 以下の輸出業者は、電子フォーム1649号を使用して、「輸出業者の還付残高 (Saldo a Favor Materia de Beneficio) の払戻し」を申請することができる。自然災害に関する税務規則が当該払戻し申請に適用される。

### 税金債務に適用されるデフォルト利率の引下げ、及び不適切な支払い又は過払いの払戻しに適用される補償利率の引下げ

- 2020年4月1日より、下記の利率が適用される。

Monthly rate	Specifications
1.00%	Default interest rate applicable to local currency tax debts.
0.50%	Default interest rate applicable to foreign currency tax debts.
0.42%	Compensatory interest rate applicable to local currency refund of improper payments or overpayments according to Paragraph b) of Article 38° of Peruvian Tax Code.
0.25%	Compensatory interest rate applicable to foreign currency refund of improper payments or overpayments according to Paragraph b) of Transitory First Provision of Legislative Decree No. 953.

- 上記の補償利率は、VAT源泉制度及びVAT認識制度 (VAT前払制度) には適用されない。

## その他の対策及び情報

### 関税／輸入

- 医薬品及び医療機器の商品輸入に適用されるCIF従価税率を暫定的に0%まで引下げる。対象となる商品は2020年3月28日に発令された大統領令059-2020-EF号の別紙に記載（例）、塩素、硫酸、麻酔、エステル類、医療用マスクなど）。
- この対策は2020年3月12日から起算して90暦日間適用される。大統領令により、適用期間が延長される可能性がある。
- 衛生的緊急事態が解除された後すぐに、関税が対象商品の輸入に適用される（関税率：商品によって6%または11%）。

### 関税手続き及び規制

- 下記の関税手続きは2020年7月31日に発効される。
  - 「完全輸出」－DESPA-PG.02－Version No. 7
  - 「商品の発送及び輸送手段に係る法令」－DESPA-PE.00.21－Version No. 1
  - 「航空用資材」－DESP-PG.19－Version No. 3.

### 関税に関する罰金の裁量的適用

- 本緊急事態期間中、以下の条件を満たす場合、SUNATは貿易業者（Operador de Comercio Exterior）、仲介業者または第三者オペレーター（Operador Interviniente o Tercero）に対して関税上の罰金を科さないこととする。
  - 決議006-2020-SUNAT/300000（2020年3月20日発行）に含まれる別表に記載されている関税上の罰金
  - 当該関税上の罰金は2020年3月12日から2020年6月9日の期間に発生したものであること
  - 修正されたもしくは未送信であった情報が伝送または登録されていること

### 税務及び関税手続きの一時停止

- SUNAT及び租税裁判所が監督している税務及び関税手続きを30営業日間、一時停止する。
- 肯定的及び否定的な管理上の保留（承認待ち）となっている税務及び関税手続きに関しては2020年4月28日に一時停止措置が終了し、2020年4月29日から対応を再開する。
- （開始する予定または承認待ちの）その他の税務及び関税手続きに関しては2020年5月6日に一時停止措置が終了し、2020年5月7日から対応を再開する（例）、税務監査）。

### 司法機関が監督している税務及び関税に関する法的手続きの一時停止

- 28日間に及ぶ本一時停止措置は2020年4月12日に終了し、2020年4月13日から手続きを再開する。

### 個人所得税（IT）

- SUNATは2019年度の年間所得税申告書の提出及び納税の期限を延長し、新しい期限を2020年6月24日から2020年7月9日までとした。
- この期限は2019年中の純所得が5,000UIT（21百万ソル＝約600万米ドル）以下の個人納税者に適用される。
- SUNATは法定期限（例）、2020年3月10日）前に個人納税者（従属及び独立従業員）による過払い分の所得税を無条件で払い戻す。

### 法人関連

- 証券市場監督庁（Superintendencia de Mercado de Valores、SMV）は財務情報（監査済財務諸表）、年次報告書、リスク分類報告書、経済グループ情報などの提出期限を延長し、新しい期限を2020年6月30日から2020年9月30日までとした。
- この期限は証券市場登記所（Registro Público de Mercado de Valores、RPMV）に登録されている株式の発行会社、RPMVに登録されている法人、投資信託運用会社及び投資信託運用会社が管理する信託等に適用される。
- さらに、SMVは監督対象である（開始予定または承認待ちの）手続きを30営業日間、一時停止。

# ペルー (5/5)

2020年4月1日現在

## その他の対策及び情報

### 税務、労務及び自由競争に関する政府による今後の対策

－ 法律第31011号によるペルー議会の権限により、ペルー政府は今後45暦日間で、主に下記事項に対する法律を発行する。

項目	今後の政策内容
財政及び税務政策	<ol style="list-style-type: none"><li>1) 2020 年度に公共部門に適用されるマクロ財政ルールの一時的停止。</li><li>2) 新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けるセクターに対し、税金債務の支払いに関する措置を提供。分割払いまたは支払い猶予に関する特別手続きを策定する。</li><li>3) 所得税(IT)法に関する下記の改正<ol style="list-style-type: none"><li>i. 前払所得税額の係数算出方法を修正し、当該税額を減額、または支払いを猶予する。</li><li>ii. 2020 年度に損金算入しきれない寄付金の繰越を認める。これにより、企業は国家緊急事態宣言の期間中も、寄付を継続することができる。</li><li>iii. 一部固定資産の加速減価償却を認める。</li><li>iv. 例外として、2020 年度に発生する繰越欠損金の繰越期間(4 年)を延長する。</li></ol></li><li>4) 零細及び小規模納税者向け簡易税制度の見直し、廃止または改正。</li><li>5) 法律第 30296 号において言及されている VAT の Early Recovery Regime の適用範囲の拡張及び拡大。</li></ol>
労働政策	衛生的緊急事態において、労働者の社会的権利の保護を監視する。
自由競争政策	2020 年 8 月 20 日発効予定であった企業集中取引の防止を確立する Urgency Decree(緊急法令)No. 013-2019 (2019 年 12 月 19 日に発令)の発効延期。